

公益社団法人愛知県臨床検査技師会会員及び会費に関する規程

平成25年3月16日制定

平成30年10月3日改定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人愛知県臨床検査技師会（以下「本会」という。）定款第3章の規定に基づき、本会の会員の入会及び退会並びに会費等の納入に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 会員

(会員の定義)

第2条 この規程に定める会員とは、定款第5条第1号乃至第3号に定められた会員をいう。

第3章 入会及び退会

(入会基準及び手続)

第3条 本会の正会員として入会しようとする者は、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会のホームページの「入会・退会・会員情報の変更」画面に従って入会手続を行う。

- 2 前項の入会申し込みに対し、理事会は入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。
- 3 本会の正会員は、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会の正会員であること。
- 4 本会の賛助会員として入会しようとする者は、「入会申請書」に必要事項を記載し、事務所へ提出しなければならない。
- 5 名誉会員については、理事会で予め本人の意向を確認の上、総会へ推薦する。総会において決定したのち、本人に通知する。

(会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱)

第4条 入会者は、会員の種別毎に、本会の管理する会員名簿に登録する。

- 2 正会員は会員情報に変更があった場合、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会のホームページの「入会・退会・会員情報の変更」画面に従って会員情報の変更手続を行う。
- 3 本会の賛助会員は会員情報に変更があった場合、「会員情報の変更届」に必要事項を記載し、事務所へ提出しなければならない。
- 4 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、個人情報管理規程に従い、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分に尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(退会事由及び手続)

第5条 正会員は、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会のホームページの「入会・退会・会員情報の変更」画面に従って退会手続を行う。任意に退会することができる。

- 2 賛助会員は、「退会届」に必要事項を記載し、事務所へ提出しなければならない。
- 3 定款第11条の定めにより、退会以外の事由によって会員の資格を喪失した場合は、退会と同じく会員名簿の登録を抹消する。
- 4 前各号により会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費等は返還しない。また、喪失後は、会員としての資格称号を使用することはできないものとする。

(除名)

第6条 定款第10条の定めにより除名された会員には、その旨通知しなくてはならない。

2 除名に当たっては、総会において議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 会費等

(会費等の取扱)

第7条 定款第7条の規定に基づき、入会を認められた会員は、この規程の定めに従い、入会金、会費を納入しなければならない。

2 会費滞納者に対しては、納入を催告しなければならない。

(入会金)

第8条 新たに正会員として入会を希望する者の入会金は2,000円とする。

(入会金の納入)

第9条 新たに入会が認められた者は、入会承認の通知を受けた日から1箇月以内に入会金を納入しなければならない。

(再入会時の入会金)

第10条 退会した者が、再度入会する場合、入会金はこれを免除するものとする。

(会費)

第11条 会員は、次の会費(年額)を納入しなければならない。

正会員	年額 5,000 円
賛助会員	年額 30,000 円

(会費の納期)

第12条 新たに入会が認められた者は、入会承認の通知を受けた日から1箇月以内に会費を納入しなければならない。尚、事業年度の中途に入会した会員の会費も年額の全額とする。

2 継続する会員は、毎事業年度開始前の、理事会で定めた日までに、会費(年額)を納入しなければならない。

3 会費未納のまま、年度途中で退会した者は、退会後も会費納入の義務を負う。

(会費の減免)

第13条 理事会は、第11条の規定にかかわらず、会費の減免を決議することができる。

2 会費減免を受けようとする会員は、会長に減免理由を添えて申出の申請をすることができる。

第5章 雑則

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

付則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。